

## 任意後見契約書(移行型)(サンプル)

委任者 ○○ ○○(以下「甲」という。)と受任者 △△ △△(以下「乙」という。)は、本日、以下のとおり契約を締結した。

### 第1 委任契約

#### 第1条(目的)

甲は乙に対して、令和○年○月○日をもって、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「委任事務」という。)を委任し、乙はこれを受任する。

#### 第2条(任意後見契約との関係)

- 1 本契約締結後において、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項に定める要件に該当する状況となり、乙が同法所定の後記第2に定める任意後見契約による後見事務を行うことを相当と認めるときは、乙は管轄の家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を請求する。
- 2 前項の任意後見契約につき、任意後見監督人が選任され、同契約の効力が生じたとき本契約は終了する。

#### 第3条(委任事務の範囲)

- 1 甲は、別紙代理権目録記載の後見事務を乙に委任し、当該後見事務処理に必要な代理権を授与する。
- 2 乙は、本件委任事務を処理するにあたっては、原則として、甲が自ら決めたところに従って行うものとする。但し、甲の判断能力が低下し、不適合な判断をするようになったときは、甲の福祉充実に寄与するように、乙の責任と判断で委任事務を行うものとする。乙は、甲の判断能力の低下につき、医療関係者等の意見をよく聞くこととする。

#### 第4条(連絡)

甲は乙に対し、毎月1回、生活状況と健康状態につき、電話で連絡する。

#### 第5条(面接)

- 1 乙は、前条の連絡を補完するため、3か月に1回を目途として、甲と面接するものとする。
- 2 具体的な面接日時は、甲と乙との相談により、その都度適宜定める。

#### 第6条(見守り義務)

乙は、本件委任事務の遂行及び第4条、第5条により、家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを常に判断しなければならない。

#### 第7条(預金通帳等の引き渡し)

- 1 甲は乙に対して、別紙預け品目録記載の預金通帳等の品物を引き渡す。乙は、甲から引き渡しを受けたものを、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は、前項記載の品物を預かった際に、預かり証を甲に交付するとともに、3か月ごとに管理の状況を甲に書面で報告するものとする。

#### 第8条(費用負担)

- 1 本件委任事務を処理するにあたり、必要な費用は甲の負担とする。
- 2 乙は、自己が管理する甲の財産の中から、前項の費用を直接受け取ることができる。

#### 第9条(報告)

- 1 乙は甲に対して、本件委任事務の状況について3か月ごとに書面をもって報告する。
- 2 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して前項の報告を求めることができる。

#### 第10条(報酬)

- 1 甲は乙に対して、本件委任事務の報酬として、毎月末日限り金〇〇〇〇円の報酬を支払う。
- 2 乙は、その管理する甲の財産の中から、前項に定める報酬を直接受け取ることができる。

#### 第11条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 前項による解除があったときは、乙はその管理する甲の品物を直ちに甲に返還するとともに、委任事務の顛末を甲に報告する。

#### 第12条(契約の終了)

本契約は、甲又は乙が死亡又は破産し、若しくは乙が後見開始の審判を受けたときは終了する。

### 第2 任意後見契約

#### 第1条(目的)

甲は乙に対して、任意後見契約に関する法律に基づき、同法第4条第1項に定める要件に該当する状況における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(以下「後見事務」という。)を委任し、乙はこれを受任する。

#### 第2条(契約の効力発生時期)

- 1 本契約は、任意後見監督人が選任されたときから、その効力を生じる。
- 2 甲及び乙の本契約の効力発生後における法律関係は、本契約に定めるもののほか任意後見契約に関する法律及び民法の定めによる。

#### 第3条(委任事務の範囲)

甲は、別紙代理権目録記載の後見事務を乙に委任し、当該後見事務処理に必要な代理権を授与する。

#### 第4条(委任者の意思の尊重と配慮義務)

乙は、本件後見事務を処理するにあたっては、甲の意思を最大限尊重するものとする。そのため、2か月に1回を目途として、甲と面接するものとし、その他医療関係者から甲の心身の状態につき適宜説明を受ける等して、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めなければならない。

#### 第5条(預金通帳等の引き渡し)

- 1 甲は乙に対して、別紙預け品目録記載の預金通帳等の品物を引き渡す。
- 2 乙は、前項の規定により甲から引き渡しを受けたものを、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 3 乙は、第1項記載の品物を預かった際に、預かり証を甲に交付するとともに、3か月ごとに管理の状況を甲に書面で報告するものとする。

#### 第6条(費用負担)

- 1 本件後見事務を処理するにあたり必要な費用は、甲の負担とする。
- 2 乙は、自己が管理する甲の財産の中から、前項の費用を直接受け取ることができる。

#### 第7条(報告)

- 1 乙は、甲及び任意後見監督人に対して、本件後見事務の状況について、3か月ごとに書面をもって報告する。
- 2 乙は、甲又は任意後見監督人から求められた場合は、いつでも速やかにその該当事項に

つき報告する。

#### 第8条(報酬)

- 1 甲は乙に対して、本件後見事務の報酬として、毎月末日限り金〇〇〇〇円の報酬を支払う。
- 2 乙は、その管理する甲の財産の中から、前項に定める報酬を直接受け取ることができる。
- 3 甲の生活状況、健康状態や経済状況の変化等により報酬額が不相当になった場合は、甲及び乙は任意後見監督人と協議して、これを変更し、甲がその意思を表明できないときは、乙は任意後見監督人の同意を得て変更できる。
- 4 前項の変更契約は公正証書による。

#### 第9条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、任意後見監督人選任前は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって本契約を解除できる。
- 2 甲及び乙は、任後見監督人選任後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除できる。
- 3 前2項による解除があったときは、乙はその保管する甲の品物を直ちに甲に返還するとともに、委任事務の顛末を甲に報告する。

#### 第10条(契約の終了)

本契約は、以下の事由が生じたときは終了する。

- (1) 甲又は乙が、死亡又は破産したとき
- (2) 甲が、後見開始・補佐開始・補助開始の審判を受けたとき
- (3) 乙が、後見開始の審判を受けたとき

上の記載の通り、甲、乙の間で契約を締結したことの証しとして、本契約書を2通作成し、甲、乙それぞれが署名押印の上、各自1通ずつを保有する。

令和〇年〇月〇日

(甲)住所

氏名

印

(乙)住所

氏名

印